

会 議 録

会議の名称	第 1 回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成 27 年 5 月 1 日（金） 9 時 55 分～10 時 40 分
開催場所	大牟田市役所北別館 4 階 第 2 委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0 人
出席委員	宮崎智美（会長） 道山治延（副会長） 一ノ瀬彰子 竹本安伸 藤井チヨ子
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 黒田 昌幸 同 主査 山田寿美子 同 担当 西原一彦
会議次第	1 会長・副会長選任 2 議事 保有個人情報等の取扱いについて（諮問） 保有個人情報等の取扱いについて（報告） 個人情報取扱事務の届出について（報告） 平成 26 年度運用状況報告について
会議の概要	1 宮崎委員が会長に、道山委員が副会長に選任された。 2 議事 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。 平成 26 年度の運用状況について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問、臨時福祉給付金対策室が保有個人情報の目的外利用をすることについて説明を。
事務局 臨時福祉給付金対策室（以下「給付金対策室」）	（資料に基づき説明） 国は地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対して地域住民生活等緊急支援のための交付金を創設している。この交付金を活用して、大牟田商工会議所及び全市商店連合会で発行される「おおむたスーパープレミアム商品券」を割り引いて購入することができる割引購入券を低所得者並びに子育て世帯に対して発行する。低所得者支援分の対象者は平成 26 年度の臨時福祉給付金の支給決定者とし、子育て世帯支援分の対象者は中学 3 年生以下の児童とする。これらの対象者に割引購入券を郵送により発行し、商品券の購入の際に提出することによって二千円割り引いて購入することができるようにする。なお、割引購入券の利用期間は資料には商品券販売開始後 4 ヶ月と記載しているが、3 ヶ月を予定して事務を進めている。以上のような取り組みを進めることから、低所得者支援分の対象者となる臨時福祉給

会長 委員 給付金対策室	付金の支給決定者の情報について、目的外利用できるように諮問したものである。 質問や意見はないか。 おおむたプレミアム商品券とはどのようなものか。 大牟田商工会議所と全市商店連合会が共同で発行する商品券で、一万二千円分の商品券を一万円で購入することができる。
委員 給付金対策室	割引購入券を使用することで、八千円で購入できるようになるのか。
委員 給付金対策室	はい。 割引購入券は有価証券となるか。
委員 給付金対策室	金銭との交換はできないようになっているので有価証券ではないと考えている。
委員 給付金対策室	対象者が平成 26 年度の臨時福祉給付金の支給決定者となっているが、平成 25 年中に所得があれば、平成 26 年中に所得がなくても対象とならないのか。
委員 給付金対策室	平成 26 年度の臨時福祉給付金の支給決定者を交付対象者としており、平成 27 年度が非課税であっても対象とならない。
委員 給付金対策室	子育て世帯支援分は中学 3 年生以下の児童すべてに発行するのか。
委員 給付金対策室	平成 27 年 4 月 2 日現在において中学 3 年生以下の児童すべてに対して割引購入券を発行する。
委員 給付金対策室	中学生以下の児童が 3 人いれば 3 枚発行することになるのか。
委員 給付金対策室	はい。 割引購入券の発行について根拠法令はあるか。
委員 給付金対策室	この事業は法で定められたものではない。
委員 給付金対策室	割引購入券の利用期間を 4 ヶ月から 3 ヶ月に変更して事務を進めていると説明があったが、流動的なところがあるのか。
委員 給付金対策室	割引購入券の利用期間については商工会議所と協議して決定しており、商品券の使用期間を考慮して 3 ヶ月程度として検討している。
会長	提供元と提供先は共に臨時福祉給付金対策室であるため、室名の後に担当名を記載するなどした方が分かりやすいと思う。また、割引購入券発行事務は低所得者支援であるため、目的外利用ではなく、目的の範囲内の利用でよいかもしれない。
委員全員 会長	他に質問や意見はないか。 <なし> 公益上特に必要があるため、目的外利用を行ってよいか。
委員全員 会長	<了承> この件は目的外利用を行ってよいものとする。
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの報告について事務局から説明を。
事務局 会長	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。

委員	5 ページの予防接種については、利用期間が 4 年間となっているのはなぜか。
事務局	同じ条件で事務を行う期間を 4 年と想定しており、5 年目以降はその時の状況により新たに手続きを取る。
会長 委員 全員	他に質問等はないか。 < なし >
会長	議事 個人情報取扱事務の届出について事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
事務局	市史編さん室の事務は、古い写真や映像に写っている人が複数いる場合には、すべての人から同意を得るのか。
事務局	不特定多数の方が写っている写真などは、すべての人から同意を得ることが難しいため、提供される人の責任において提供いただくことになる。なお、顔がはっきり写っている場合等については配慮する。
会長 委員 全員	他に質問等はないか。 < なし >
会長	議事 平成 26 年度運用状況報告について事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員 全員	< なし >
会長	以上で審議会を終了する。